

医療法人大樹 重要説明事項書 (令和6年8月1日現在) (書面②)

あなたに対する施設サービス提供開始にあたり、介護保険法に関する厚生省令第40号第5条に基づいて、当事業者があなたに説明する事項は次の通りです。

1. 【開設者】

名称	医療法人 大樹
所在地	岐阜県大垣市築捨町1丁目14番地1
法人種別	医療法人社団
代表者(開設者)名	理事長 後藤 貴吉
電話番号	0584(88)0144

2. 【事業者】

名称	老人保健施設 大樹
開設年月日	平成8年8月
事業者名	管理者 後藤 貴吉
所在地	岐阜県大垣市築捨町1丁目14番地1
電話番号	0584(88)0144
FAX番号	0584(88)1506
指定番号	岐阜県指令高第380号
指定(更新)日	令和6年8月1日

3. 【事業の目的と運営方針】

<p style="text-align: center;">【事業の目的】</p> <p>①介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などのサービスを施設サービス計画(ケアプラン)に基づいて提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。</p> <p>②家庭等への復帰の場合には、療養環境の調整などの退所時の支援も実施することで、安心して退所いただけます。</p> <p>③また利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう居宅介護サービス計画(ケアプラン)に基づき短期入所療養介護サービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設でもあります。</p>
<p style="text-align: center;">【運営方針】</p> <p>①ご利用者様の意思及び希望を尊重し、常にご利用者様の立場に立って安心・安全な介護サービスを提供します。</p> <p>②ご利用者様の有する能力に応じ、自立した日常生活を営めるよう支援し、在宅復帰を目指した介護サービスを提供いたします。</p> <p>③地域連携を進め、在宅復帰も安心して生活できるようにサポートいたします。</p> <p>④個人情報の保護に努め、ご利用者様の人権を守ります。</p>

4. 【施設の職員体制】

職種	人数	業 務 内 容
医 師	2	利用者の健康管理・療養上妥当適切な診療
看護職員	9名以上	医師の指示下における利用者の健康管理・処置
介護職員	12名以上	食事・入浴介助等利用者の日常生活の介護
薬剤師	1	利用者の調剤・服薬指導・薬剤管理等
リハビリ スタッフ	3名以上	利用者のリハビリテーションの計画・実施
管理栄養士	1	利用者への食事の提供・栄養管理
介護支援専門員	1	利用者のケアプラン作成
支援相談員	1	利用者・家族からの相談
事務職員	5	利用者の請求事務・施設会計経理準則による会計業務

5. 【入所定員と居室数】

定 員	96名
特別個室	3室
個 室	8室
2人室	26室
4人室	8室

6. 【サービス提供予定表】

回 診	月2回以上
入 浴	週2回以上
リハビリ	週3回以上
シーツ交換	週1回以上
行 事	原則として毎月

7 【当法人でのサービスの内容】

- ① 実施するサービス計画の立案
- ② 食事のご提供や介助(朝食、昼食、夕食)
食事の場所：各フロア食堂、居室等
- ③ 入浴(週に最低2回。一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応。
但し、利用者の身体の状況に応じて清拭となる場合があります)
- ④ 医学的管理・看護処置
- ⑤ 生活援助(介護)
- ⑥ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 行政手続代行
- ⑨ 薬剤処方・調剤(当法人に入所された場合、医師により内服すべきないよう薬剤に優先順位をつけ薬剤総数の減薬を含む整理等を行います)
- ⑩ その他

8. 【協力医療機関等】

当法人では、下記の医療機関・歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合には、本人及びご家族の希望も含め速やかに対応をお願いするようにしています。

- ① 協力内科医療機関
名称 医療法人徳洲会 大垣徳洲会病院 住所 大垣市林町6丁目85-1
名称 医療法人社団橘会 新生病院 住所 揖斐郡池田町本郷1551-1
- ② 協力歯科医療機関：大垣市歯科医師会加入の協力歯科医療機関

9. 【当法人ご利用にあたっての留意事項】

- ① 居室内では他のご利用者のご迷惑にならないようお静かにお願いします。
- ② 外出・外泊は、お気軽にお申し出下さい（事前に許可を必要とします）。
- ③ 居室でのご飲酒・ご喫煙及び火気類のご使用はご遠慮下さい。
- ④ ご利用者様・ご家族の希望により、入所中又は外泊時等に他の医療機関を受診される際は、必ず、事前に当法人フロア部署長又は看護師、事務局職員までお申し出下さい。
- ⑤ 入所中は現金・貴重品等の持ち込みは事故防止上、ご遠慮いただいております。また、紛失・破損等に関しましても、当法人は一切責任を負いませんのであらかじめご了承ください。
- ⑥ 当法人では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。また、個人情報保護のため、当法人内での写真動画撮影及び録音は原則禁止しております。
- ⑦ その他、職員からご説明・お願い等させていただく事もございますので、よろしくお願いたします。

10. 【法令遵守体制等について】 利用者および職員についても同様の体制です

① 非常災害対策(地震、火災、風水害)

当法人は、防災設備として、スプリンクラー、消火器、消火栓など万全の設備を備えており、非常時には利用者等の人命安全を第一とし、非常災害対策計画・訓練を含む年3回の避難訓練・緊急連絡網等により迅速な行動がとれるようになっております。また地域との連携を密にするため地域住民との共同訓練への参加も求めるように努めて参ります。また、非常事態時を想定したBCP（業務継続計画）も策定しています。

② 苦情等窓口

利用者の権利を守り満足を高めるために、また良質な施設サービスの提供と職員の資質を高めるために、ご不明な点、ご要望、苦情等ございましたらご遠慮なくお申し出ください。

当法人の相談窓口	各フロア部署長または事務局の長
電話番号	0584(88)0144
その他の申し出方法	フロア部署長または事務局の長までお申し出下さい。（郵送でも構いません）。 また、事務局を通じて、理事長に対する書面提出での方法もございます。

<公的機関の相談窓口は以下の通りです>

大垣市介護保険課	住所：大垣市丸の内2丁目29番地 電話番号：0584-81-4111
岐阜県国民健康保険団体連合会	住所：岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内 電話番号：058-275-9826
岐阜県社会福祉協議会	住所：岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内 電話番号：058-201-1545

③ 高齢者虐待防止について

当法人は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、責任者及び担当者を定め、必要な措置を講じます。研修や委員会を通じて職員の人権意識・知識・技術の向上に努め、利用者等の権利擁護に取り組みます。

④ 各種ハラスメント対策

当法人は、より良い介護サービスの提供を行うために、職員の安全確保と安心して働ける労働環境が築けるよう、各種ハラスメントの防止に向け取り組みます。

また、ハラスメントと判断された場合には関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用継続の検討等を行います。

⑤ 情報提供と個人情報の保護

当法人では、利用者に安心して施設サービスを受けていただくために、別紙の通り、ご利用者の個人情報の取扱いにも万全の体制で取り組んでいます。

また、適正かつ効果的な施設サービスを受けるために下記利用目的で個人情報を利用する場合があります。

各種法令遵守に関する責任者の職名・氏名 理事長 後藤 貴吉

医療法人大樹 老人保健施設大樹 入所後リスク説明書 (書面③)

昼夜ともに十分にスタッフ一同気を付けて利用者のケアにあたりますが、利用者の年齢・心身状況・筋力低下や持病等に伴い、不可避の事態として下記の危険が伴うことをご了承下さい。

- ① 転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります
- ② 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離ができやすく繰り返しやすいことがあります。
- ③ 健常者では通常感染しない状態であっても、高齢者は免疫力の低下により疥癬等を含め、さまざまな感染性皮膚疾患にかかりやすく、悪化しやすい可能性があります。
- ④ 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲や少しの圧迫であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- ⑤ 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあり、誤嚥性肺炎や窒息により命に関わる事態となることがあります。
- ⑥ 高齢者は、加齢に伴い肺や気管支等の呼吸器官の機能が低下するため、風邪症状から肺炎等に状態が重症化する危険性があります。
- ⑦ 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患等により、急変・急死される場合もあります。
- ⑧ 本人の全身状態が急に悪化した場合、昼夜を問わずまずは保証人様にご連絡することを前提としますので、その際は必ずお電話に応答をお願いします。
- ⑨ 加齢や認知症は、記憶障害や知的機能の低下といった基本症状の他に、心理・行動障害(周辺症状)が出現する場合があります、徘徊や昼夜逆転、攻撃的行動、せん妄等の行動障害を起こす可能性があり、必要に応じて、当法人において薬剤による老年精神科的治療を実施します。
- ⑩ 食欲が十分でない場合、必要に応じて食事形態や工夫を繰り返し水分含めて摂取いただけるよう努力いたしますが、ご年齢的に食欲の自然経過での減少・欠如が生じ得る点、ご理解下さい。
- ⑪ 当法人では、内科的不調以外に「外科的処置」(縫合や切除など)を要する場合、必要であれば局所麻酔を用いて実施しておりますが、その前に利用者ならびに保証人の許可を得た後に実施します。

●当法人の法人使命・法人目標等につきましては公式ホームページをご覧ください。

<https://www.daiju.or.jp/>